

「情報提供の在り方について」及び普及促進パンフレット等について

自然災害に関する保険・共済の加入促進に際しての情報提供の在り方について

<目的>

保険会社や共済団体が、自然災害に関する保険・共済の加入促進に際して配慮すべき事項を整理。

併せて、保険・共済の加入促進のための情報提供に当たっての行政機関、業界団体、保険会社・共済団体の役割分担について整理。

※所管省庁や業界団体の作成している既存のガイドライン等を補完



<対応案>

○内閣府において、関係省庁及び業界団体の協力の下、保険・共済の加入促進のため自然災害リスクや保険・共済の必要性等を整理した普及促進パンフレットを作成。
→保険商品・共済商品の販売の前段階、加入促進イベント等での活用を想定しているが、実際の販売の際の活用も可能。

○行政機関(主に内閣府)、業界団体は、自然災害に関する保険・共済の加入促進のため、一般消費者等向けに自然災害リスクや保険・共済の必要性等を整理し、情報提供(書面、ウェブサイト等)

※上記内容について、内閣府、関係省庁及び業界団体で構成する「実務者会合」で検討。

自然災害に関する保険・共済の加入促進に際しての情報提供の在り方について

- ・関係機関等の役割及び自然災害に関する保険・共済の加入促進に際して配慮すべき事項についてとりまとめたもの。
- ・関係機関等の活動に付随して義務的になされるべきものではなく、付加的に実施することが望ましい事項についてまとめたもの。
- ・内閣府防災担当のクレジットで作成し、有識者、関係省庁・業界団体が参画し内閣府において開催した「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」で検討いただいたもの。

1. 行政機関、業界団体、保険会社・共済団体の役割

2. 自然災害に関する保険・共済の加入促進に際して配慮すべき事項

(1) 自然災害リスクに関する情報提供

風水害・土砂災害、地震、その他の自然災害に関し公的機関が提供しているリスク情報について整理

(2) 居住する地域に関するリスク情報の入手方法

ハザードマップ等の入手方法について整理

(3) 保険・共済に関し自然災害リスク啓発の観点から情報提供することが望ましい事項

保険会社・共済団体がリスクヘッジ手法として保険・共済の加入を促進する際に情報提供すべき事項の例示。

関係省庁・関係団体における既存の指針・ガイドライン等の内容を踏まえ改めて整理したもの。

① 補償の対象となる自然災害及び免責事項

② 保険契約・共済契約の対象

③ 支払われる保険金・共済金の説明

④ 保険料・共済掛金の説明

⑤ 保険金・共済金の支払に関する補足

(4) 公的支援制度に関する情報提供

住宅再建等に必要な公的支援制度等を紹介

(5) 災害に備えて住民が取り組むべき事項

保険・共済以外に、個人で取り組むことができる防災・減災対策を紹介



内閣府より関係省庁、業界団体に通知(平成29年3月31日)